

**第3回 秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会
議事要旨**

1 開催概要

開催日時：令和8年2月2日（月） 13：30～14：30

開催場所：議会棟2階 特別会議室

出席者：

【委員】 笈川正則委員、石川七絵委員、成田昌章委員、柴田伝委員、三浦喜美子委員、谷口太郎委員、川井璃子委員、松田千賀子委員

【事務局】 地域・家庭福祉課、次世代・女性活躍支援課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課

2 議事

(1) 協議事項1：第2回策定委員会での意見について

- ① 就学援助制度の運用について（笈川委員意見）

保護者を經由せず学校へ直接支払うような運用の徹底はできないか。

 - 義務教育課：実費精算払いを原則としており、多くの学校で校長への委任払い制度（代理受領）を導入している。直接支給の徹底は難しい。
- ② 児童手当等の迅速な受給権変更について
別居やDV等があった場合に受給権が速やかに変更されるよう運用を徹底できるような取組を計画に盛り込めないか。
 - 地域・家庭福祉課：児童手当は市町村 児童扶養手当は福祉事務所で認定を行っている。別居等の事実が発生した場合には、実態確認を経て対応している。実態確認ができるまでは、現決定が有効となり支払が続いていくが、DV等の場合は速やかに対処できるような制度となっている。運用の徹底については、県として、実施機関への指導や助言等により支援していく。
- ③ 児童養護施設のこどもの修学旅行のお小遣いについて（谷口委員意見）

費用の相場が上がってきているが、負担軽減策はないか。

 - 義務教育課：就学援助制度では、修学旅行費は、参加児童生徒に共通してかかった経費を就学援助費として支給する。お小遣いのように用途が決まっていないものは公的補助の対象外であり、各家庭での対応をお願いせざるを得ない。
 - 地域・家庭福祉課：施設に入所しているこどもに関しては、一般家庭の生活費にあたる部分を、月々の措置費の範囲内でやりくりしていただいていると承知している。現状では、国が定めている措置費の枠組みを超えて県が独自で補助することは難しい。引き続き現行制度の範囲内で最大限のご配慮をお願いしたい。
- ④ 柔道着・制服等のリユース推進について（矢倉委員意見）

各家庭の負担軽減のためリユースの働きかけはできないか。

 - 義務教育課：就学援助費として、体育実技用具費として支給対象となっている。文科省通知により家庭の負担軽減の動き（保護者等負担で購入していた教材等の学

校備品化)はあるが、個人の持ち物でないことや、中古品に対する心理的抵抗感があることなどにより、学校での備品化の動きには慎重な傾向にある。

- 地域・家庭福祉課：PTA有志によるリユース活動などの好事例を市町村担当者等へ情報提供することで、負担軽減へ向けた環境づくりの後押しをしていく。

⑤ 進学率の指標設定について（谷口委員意見）

施設のこどもの母数が少ないことから、1名の動向が全体の平均値を大きく左右する。また、本人の意向にも配慮しつつ指標を捉えるべきである。

- 地域・家庭福祉課：母数が少ないため数値が変動しやすい点や、進学に関しては本人の意向が尊重されるべきである点は十分に認識している。その上で、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない状況がないかを測るための目安、また、一般世帯との比較値ととらえている。本指標含め、生活保護世帯のこどもの進学率等の指標についても、数値の推移を注視し、大きな変動が見られた場合には、背景にある状況を確認し、貧困が原因であれば対策を検討するという運用を行っていく。

(2) 協議事項2：第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（案）について

【事務局説明】

- 素案からの変更点として、指標8「こどもの貧困解消対策を実施する支援団体等の新規設置数」を追加し、毎年度5団体の増加を目標とする。
- 目標値の5団体は、県が実施する支援団体への立ち上げ補助金の実績を根拠としている。令和7年度は目標値の設定時点で交付決定4件となっており、この実績をベースとし、さらに今後、安定的に支援の輪を広げていくことを意図した数値となっている。

【質疑応答・意見交換】

○ 石川委員

計画期間中（～令和11年度）も民間支援団体への立ち上げ支援の予算は継続されるか。また、運営費への支援について県の考えを伺いたい。

● 地域・家庭福祉課

立ち上げ支援については、令和8年度は3件分の予算確保を予定している。あくまで単年度ごとの予算折衝になるが、計画期間である令和11年度までは継続してこの予算の獲得を目指す。一方、運営費補助については、令和8年度の予算計上は考えていない。団体に一番近い存在である市町村に支援を検討いただくのが望ましいと考えている。県としては、あきた子ども応援ネットワークのコーディネーターによる支援で対応していきたい。

○ 柴田委員

県から各市町村に対し、民間団体への財政的な支援を働きかけてほしい。

● 地域・家庭福祉課

市町村担当者研修等の場で直接お願いしていく。

○ 松田委員

県の立ち上げ補助金の実績4件についてはすべてこども食堂か。

● 地域・家庭福祉課

現時点での実績4件は全てこども食堂だが、食料支援や学習支援、リユース活動等も対象としている。

(3) その他

○ 石川委員

市町村レベルで事業を実施していくには財政的に難しい面があるため、県や国のバックアップがあれば実施しやすくなる。各種会議では、不登校や若者の居場所の要望等、ニーズが多様化していることを実感しており、既存の補助メニューだけでは十分に救い切れない子どもたちがいることを感じている。計画に基づき、秋田地域ならではのバックアップがあれば市町村も事業を進めやすくなるため、検討をお願いしたい。

○ 成田委員

計画にあるこどもの貧困解消対策の具体的な取組（事業）の多さに驚いている。県地域・家庭福祉課が作成する「ひとり親家庭のしおり」等を用いながら事業をPRしていきたい。町でも令和6年度策定したこども計画の中で、困難を有する子ども・若者の支援の中で、貧困に特化した事業のほとんどが県福祉事務所や社会福祉協議会と連携した事業となっている。そうしたことから、県には引き続き支援をお願いしたい。

○ 柴田委員

地域の学習支援「地域未来塾」の実施状況はどうか。市町村が実施する未来塾があるため、別途困窮しているこどもへの学習支援は必要ないという意見を聞いたことがある。民間団体の取組では、“困窮しているこども”というレッテルを貼られることへの配慮が不可欠であるが、未来塾が全市町村で実施されていれば、レッテルを気にせずに困窮世帯のこどもを含めた学習支援の対応ができると思う。

● 生涯学習課

令和6年度は7町村25教室。未来塾は、地域学校協働活動の複数あるメニューのひとつであり、メニューの中で、どの事業を実施するかは自治体の選択によるため、未来塾が全市町村で実施されているという状況にはないが、本活動の他のメニューを含め、未来塾の実施も引き続き呼びかけていく。

○ 三浦委員

「ひとり親世帯の就労による収入の状況」の調査結果で、母子世帯の「収入100万円未満の世帯」が17.8%存在するが、どのような生活状況になっているのか。また、このような世帯に対する支援はあるか。

● 地域・家庭福祉課

集計された世帯がどのような生活状況となっているかまでは当該調査では把握していない。調査項目は「就労による収入」の結果のため、実際には就労収入以外の収入の活用や場合によっては生活保護への申請等、制度を活用しながら生活しているものと推察する。

○ 谷口委員

統計上は、里親・ファミリーホームへの委託児童数の増加傾向に伴う形で、児童福祉施設の入所児童数が減少しているように見えるが、措置を必要とするこどもの総数は減ってきているわけではない。虐待等の措置理由が増えているが、その背景に経済的な困窮が見えることがある。施設の中でのこどもたちは、様々な支援を受けながら育っていくが、退所後の支援を考えることも重要である。就職を機に退所しても、その後、生活困窮に陥ったり、頼る親族もなく、施設へ戻ってきたりするという実態がある。本計画に関わる皆さんには、施設の中でのこどもたちの生活と退所後の実態も知っていただける機会をぜひ持っていただきたい。

○ 川井委員

経済的理由で志望校（私立高校）を諦めかける生徒の事例があった。経済的理由で本人の希望がかなわない現実直面するような経験をさせたくないという思いから、本人の希望を実現するために何ができるかを考え、関係機関と連携しながらサポートしている。卒業・合格までのサポートで終わるのではなく、高校進学後の生活も含めた支援を考えていくことも重要であると考え、やはり関係機関との連携は不可欠であると改めて実感している。計画に盛り込まれた取組を現場で活かしていきたい。

○ 松田委員

支援制度の実施機関として、制度の情報が対象者に適切に届けられているかについては課題だと感じており、既存の制度を100%活用していくことは大事なことである。必要とする人へ情報を届けることは、それぞれの機関に委ねられている面が大きいいため、効果的な制度の活用へ向けて努力していきたい。こどもの学習・生活支援事業においては、町の教育委員会と連携し、個人情報を活用し、世帯へダイレクトメールを送付している。関係機関との協力なしに効果的な情報提供は成り立たないため、管内の町村へ可能な限り協力を要請していくことを検討したい。

○ 笈川委員

日頃の業務の中で、支援を必要とする人が、制度を利用するための仕組みの認識が不十分であると感じる場面が多々ある。また、いざ困窮してしまった場合に、どこに相談すべきかを学ぶ機会も十分ではない。しっかりした県計画と、予算の根拠があるのであれば、それを必要とする人のために適切に配分・運用していくことがこれからの貧困解消対策でより重要になる。場合によっては事業の見直し等も行いながら柔軟に対応し、実を伴う計画にしていきたい。

3 閉会